

国における風力発電所の規模の設定について（環境影響評価法）

（1）規模要件の指標について

- 原発除く発電事業は、指標として総出力を設定。
- 基数も候補となりうるが、近年の大型化の傾向に対応不能。

「制度の整合性や簡便性の観点
を踏まえ、**総出力を指標**とす
ることが適当。」

（2）規模要件の水準について

【条例との関係】 法未満の要件が設定されないケースもあるため、**ナショナルミニマムとしての水準を設定**すべき。

【自主取組との関係】 **NEDOマニュアル(1万kW以上)との継続性**を考慮すべき。

【苦情等の発生】 騒音・低周波音に関する**苦情は、1万kWから4割近くに増加**。

【動植物・生態系への影響】 立地場所の動植物の脆弱性の観点で**風力と類似する地熱発電(1万kW)を参考とすべき。火力の土地改変面積(5ha)と対応する風力の規模(1万kW)を考慮すべき。**

【カバー率との関係】 法成立時の**他の発電事業のカバー率(火力97%、水力84%)を参考とすべき(風力1万kW:80%)**。

「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある規模として**1万kWとすることが適当**。…」

ただし、再生可能エネルギーの導入促進の観点から**2万kW以上とすべきとの意見もあった**。

【エネルギー政策との関係】 エネルギー基本計画における**導入目標を達成できる水準**が必要。震災の影響も考慮すると、**2万、3万ないし5万kWとすべき**。

また、騒音・低周波音やバードストライク等の影響が現に生じていること等の理由から、**5,000 kW又はそれ以下とすべきとの意見もあった**。」

【騒音・低周波音】 **1基**から現に**健康被害の訴え**が生じている。
【鳥類】 **1,000～2,000kW以上**から**希少種の衝突死**の事例あり。

*NEDOとは 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の略称

(New Energy and Industrial Technology Development Organization)